



鳥取県公報

令和5年9月15日(金)
号外第77号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例(40)(病院局総務課)・・・3 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(41)(人事企画課)・・・5 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項に規定する任意入院者の症 状等の報告に関する条例の一部を改正する条例(42)(障がい福祉課)・・・6
◇ 訓 令	職員の任免発令規程の一部を改正する訓令(18)(人事企画課)・・・7
◇ 人委規則	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則(40)(給与課)・・・8 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則(41)(〃)・・・9 職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則(42)(〃)・・・10

———公布された条例のあらまし———

◇地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

1 条例の制定理由

地方自治法の一部改正に伴い、関係する条例について所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 次の条例中引用する地方自治法の条項を改める。

ア 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例

イ 鳥取県営企業の設置等に関する条例

ウ 鳥取県天神川流域下水道事業の設置等に関する条例

エ 職員等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

(2) 施行期日は、令和6年4月1日とする。

◇職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 給与の種類を定めた規定中、災害派遣手当の定義について、所要の規定の整備を行う。

(2) 災害派遣手当を支給する場合を定めた規定中引用する新型インフルエンザ等対策特別措置法の条項を改める。

(3) 施行期日は、公布の日とする。

◇精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 条例の題名及び条例中引用する精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の条項を改める。

(2) 施行期日は、令和6年4月1日とする。

条 例

地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和5年9月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第40号

地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例(昭和39年鳥取県条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第8条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の8第8項</u>の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第8条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の2第8項</u>の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>

(鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県営企業の設置等に関する条例(昭和41年鳥取県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第11条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の8第8項</u>の規定により県営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第11条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の2第8項</u>の規定により県営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>

(鳥取県天神川流域下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 鳥取県天神川流域下水道事業の設置等に関する条例(昭和58年鳥取県条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により流域下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法<u>第243条の2の2第8項</u>の規定により流域下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に</p>

係る賠償額が10万円以上である場合とする。	係る賠償額が10万円以上である場合とする。
-----------------------	-----------------------

(職員等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第4条 職員等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>第243条の2の7第1項</u>の規定に基づき、知事、法第138条の4第1項に規定する委員会の委員及び委員並びに職員（<u>法第243条の2の8第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「職員等」という。）の県に対する損害を賠償する責任の一部を免責することに関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>第243条の2第1項</u>の規定に基づき、知事、法第138条の4第1項に規定する委員会の委員及び委員並びに職員（<u>法第243条の2の2第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「職員等」という。）の県に対する損害を賠償する責任の一部を免責することに関し必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年9月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第41号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与の種類)</p> <p>第1条の2 この条例による給与は、職員（前条に掲げる職員のうち常時勤務を要するもの及び短時間勤務職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）にあつては、給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、定時制通信教育手当、特地勤務手当に準ずる手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>を含む。以下同じ。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当及び退職手当とし、地方公務員法第22条の2第1項に規定する職員（以下「会計年度任用職員」という。）にあつては、第16条の14の定めるところによる。</p> <p>(災害派遣手当)</p> <p>第11条の10 災害派遣手当は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条（同法第183条において準用する場合を含む。）、<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第26条の8</u>又は大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項に規定する職員が、住所又は居所を離れて本県の区域に滞在することを要する場合に支給する。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第1条の2 この条例による給与は、職員（前条に掲げる職員のうち常時勤務を要するもの及び短時間勤務職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）にあつては、給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、定時制通信教育手当、特地勤務手当に準ずる手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>を含む。以下同じ。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当及び退職手当とし、地方公務員法第22条の2第1項に規定する職員（以下「会計年度任用職員」という。）にあつては、第16条の14の定めるところによる。</p> <p>(災害派遣手当)</p> <p>第11条の10 災害派遣手当は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条（同法第183条において準用する場合を含む。）、<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条</u>又は大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項に規定する職員が、住所又は居所を離れて本県の区域に滞在することを要する場合に支給する。</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年9月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第42号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例（平成18年鳥取県条例第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><u>精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）<u>第38条の2第2項</u>の規定に基づき、同項に規定する任意入院者の症状等の報告に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（報告）</p> <p>第2条 <u>法第38条の2第2項</u>に規定する精神科病院の管理者は、同項に規定する当該精神科病院に入院中の任意入院者の症状その他厚生労働省令で定める事項について、当該精神科病院の所在地を所管する保健所長を経由して知事に報告しなければならない。</p> <p>（報告時期）</p> <p>第3条 前条の規定による報告は、精神科病院の管理者が<u>法第38条の2第2項</u>に規定する精神科病院の管理者に該当することとなった日の属する月の翌月を初月とする同月以後の12月ごとの各月に行わなければならない。</p>	<p style="text-align: center;"><u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）<u>第38条の2第3項</u>の規定に基づき、同項に規定する任意入院者の症状等の報告に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（報告）</p> <p>第2条 <u>法第38条の2第3項</u>に規定する精神科病院の管理者は、同項に規定する当該精神科病院に入院中の任意入院者の症状その他厚生労働省令で定める事項について、当該精神科病院の所在地を所管する保健所長を経由して知事に報告しなければならない。</p> <p>（報告時期）</p> <p>第3条 前条の規定による報告は、精神科病院の管理者が<u>法第38条の2第3項</u>に規定する精神科病院の管理者に該当することとなった日の属する月の翌月を初月とする同月以後の12月ごとの各月に行わなければならない。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

訓 令

鳥取県訓令第18号

職員の任免発令規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年9月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

職員の任免発令規程の一部を改正する訓令

職員の任免発令規程（昭和39年鳥取県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表（第4条関係） 職員の任免の発令 の形式</p> <p>第1 一般職の職員（第2 及び第3に掲げる職員 を除く。）の場合 1～41 略</p> <p><u>41の2 異動期間の延 長（職員の定年等に関 する条例第9条の規 定により異動期間を 延長する場合）</u> <u>異動期間を……年… …月……日まで延長 する</u></p> <p><u>41の3 異動期間の期 限繰上げ</u> <u>異動期間の期限を… …年……月……日に 繰り上げる</u></p> <p>42～57 略 第2～第5 略</p>	<p>別表（第4条関係） 職員の任免の発令 の形式</p> <p>第1 一般職の職員（第2 及び第3に掲げる職員 を除く。）の場合 1～41 略</p> <p style="text-align: center;">42～57 略</p> <p>第2～第5 略</p>

附 則

この訓令は、令和5年9月15日から施行する。

人 事 委 員 会 規 則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月15日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第40号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前									
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）									
組織		職		区分		組織		職		区分			
略				略									
教育 委員 会事 務局 及び 教育 機関	略			略			教育 委員 会事 務局 及び 教育 機関	略			略		
	教 育 機 関	少 年 自 然 の 家	所長		3種			教 育 機 関	青 年 の 家	所長		3種	
			所長		3種					所長		3種	
		青年 の家		所長		3種		少年 自然 の家		所長		3種	
	略				略								
	特 別 支 援 学 校	略			略			特 別 支 援 学 校	略			略	
事 務 長 (人 事 委 員 会 が 承 認 し た も の に 限 る。)		学級の 数が12 未満で あり、 かつ、 分校又 は寄宿 舎を置 かない 学校の 事務長		5種		事 務 長 (人 事 委 員 会 が 承 認 し た も の に 限 る。)	学級の 数が12 未満で あり、 かつ、 分校又 は寄宿 舎を置 かない 学校の 事務長		5種				
	中 学 校		校長		5種		中 学 校		校長		5種		
略		教 頭		7種		略		教 頭		7種			
略				略									

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。ただし、別表第1 青年の家の項及び少年自然の家の項の改正規定は、公布の日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月15日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第41号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表（第2条、第3条関係）				別表（第2条、第3条関係）			
機関		職員		機関		職員	
略				略			
教 育 委 員 会 の 事 務 部 局 等	略			教 育 委 員 会 の 事 務 部 局 等	略		
	教 育 機 関	略			教 育 機 関	略	
		少年自然の家	所長			青年の家	所長
		青年の家	所長			少年自然の家	所長
	略				略		
	特別支援学校		校長 副校長 教頭 部主事 事務長		特別支援学校		校長 副校長 教頭 部主事 事務長
中学校		校長 教頭 事務長	中学校		校長 教頭 事務長		
略				略			
備考 略				備考 略			

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。ただし、別表青年の家の項及び少年自然の家の項の改正規定は、公布の日から施行する。

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月15日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第42号

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職員の職務の級の分類に関する規則（平成18年鳥取県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後										改正前																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
別表第1 行政職給料表級別職務分類表（第2条関係）										別表第1 行政職給料表級別職務分類表（第2条関係）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">組織</th> <th colspan="8">職務の級</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> <th>5級</th> <th>6級</th> <th>7級</th> <th>8級</th> <th>9級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="10">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">教育委員会事務局及び教育機関</td> <td>略</td> <td colspan="8"></td> </tr> <tr> <td>少年自然の家</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>次長</td> <td>次長</td> <td>所長</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>青年の家</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>次長</td> <td>次長</td> <td>所長</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td colspan="8"></td> </tr> <tr> <td>特別支援学校</td> <td>学校 栄養職員 介助職員</td> <td>学校 栄養職員 介助職員</td> <td>事務次長 学校栄養主任 司書主任</td> <td>事務次長</td> <td>事務次長</td> <td>事務次長</td> <td>事務次長</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>事務次長</td> <td>事務次長</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="10">略</td> </tr> <tr> <td colspan="10">備考 略</td> <td colspan="10">備考 略</td> </tr> <tr> <td colspan="10">別表第3 教育職給料表(1)級別職務分類表（第2条関係）</td> <td colspan="10">別表第3 教育職給料表(1)級別職務分類表（第2条関係）</td> </tr> <tr> <td colspan="10"> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">組織</th> <th colspan="4">職務の級</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>特2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">教育機関及び教育委員会事務局</td> <td>略</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>少年自然の家</td> <td></td> <td>係長 指導主事 社会教育主事 専門指導員</td> <td>係長 指導主事 社会教育主事 専門指導員</td> <td>係長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>青年の家</td> <td></td> <td>係長 指導主事 社会教育主事 専門指導員</td> <td>係長 指導主事 社会教育主事 専門指導員</td> <td>係長</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="10">略</td> <td colspan="10">略</td> </tr> <tr> <td colspan="10">備考 略</td> <td colspan="10">備考 略</td> </tr> <tr> <td colspan="10">別表第4 教育職給料表(2)級別職務分類表（第2条関係）</td> <td colspan="10">別表第4 教育職給料表(2)級別職務分類表（第2条関係）</td> </tr> <tr> <td colspan="10"> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">組織</th> <th colspan="4">職務の級</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>特2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">教育機関及び教育委員会事務局</td> <td>略</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>少年自然の家</td> <td></td> <td>係長 指導主事 社会教育主事 専門指導員</td> <td>係長 指導主事 社会教育主事 専門指導員</td> <td>係長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>青年の家</td> <td></td> <td>係長 指導主事 社会教育主事 専門指導員</td> <td>係長 指導主事 社会教育主事 専門指導員</td> <td>係長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>助教諭</td> <td>教諭</td> <td>主幹教諭</td> <td>教頭</td> <td>校長</td> </tr> <tr> <td colspan="10">略</td> <td colspan="10">略</td> </tr> <tr> <td colspan="10">備考 略</td> <td colspan="10">備考 略</td> </tr> </tbody> </table> </td></tr></tbody></table></td></tr></tbody></table>										組織		職務の級										1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	略										教育委員会事務局及び教育機関	略									少年自然の家				次長	次長	所長				青年の家				次長	次長	所長				略									特別支援学校	学校 栄養職員 介助職員	学校 栄養職員 介助職員	事務次長 学校栄養主任 司書主任	事務次長	事務次長	事務次長	事務次長			中学校				事務次長	事務次長					略										備考 略										備考 略										別表第3 教育職給料表(1)級別職務分類表（第2条関係）										別表第3 教育職給料表(1)級別職務分類表（第2条関係）										<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">組織</th> <th colspan="4">職務の級</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>特2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">教育機関及び教育委員会事務局</td> <td>略</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>少年自然の家</td> <td></td> <td>係長 指導主事 社会教育主事 専門指導員</td> <td>係長 指導主事 社会教育主事 専門指導員</td> <td>係長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>青年の家</td> <td></td> <td>係長 指導主事 社会教育主事 専門指導員</td> <td>係長 指導主事 社会教育主事 専門指導員</td> <td>係長</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="10">略</td> <td colspan="10">略</td> </tr> <tr> <td colspan="10">備考 略</td> <td colspan="10">備考 略</td> </tr> <tr> <td colspan="10">別表第4 教育職給料表(2)級別職務分類表（第2条関係）</td> <td colspan="10">別表第4 教育職給料表(2)級別職務分類表（第2条関係）</td> </tr> <tr> <td colspan="10"> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">組織</th> <th colspan="4">職務の級</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>特2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">教育機関及び教育委員会事務局</td> <td>略</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>少年自然の家</td> <td></td> <td>係長 指導主事 社会教育主事 専門指導員</td> <td>係長 指導主事 社会教育主事 専門指導員</td> <td>係長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>青年の家</td> <td></td> <td>係長 指導主事 社会教育主事 専門指導員</td> <td>係長 指導主事 社会教育主事 専門指導員</td> <td>係長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>助教諭</td> <td>教諭</td> <td>主幹教諭</td> <td>教頭</td> <td>校長</td> </tr> <tr> <td colspan="10">略</td> <td colspan="10">略</td> </tr> <tr> <td colspan="10">備考 略</td> <td colspan="10">備考 略</td> </tr> </tbody> </table> </td></tr></tbody></table>										組織		職務の級						1級	2級	特2級	3級	4級	教育機関及び教育委員会事務局	略					少年自然の家		係長 指導主事 社会教育主事 専門指導員	係長 指導主事 社会教育主事 専門指導員	係長		青年の家		係長 指導主事 社会教育主事 専門指導員	係長 指導主事 社会教育主事 専門指導員	係長		略										略										備考 略										備考 略										別表第4 教育職給料表(2)級別職務分類表（第2条関係）										別表第4 教育職給料表(2)級別職務分類表（第2条関係）										<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">組織</th> <th colspan="4">職務の級</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>特2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">教育機関及び教育委員会事務局</td> <td>略</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>少年自然の家</td> <td></td> <td>係長 指導主事 社会教育主事 専門指導員</td> <td>係長 指導主事 社会教育主事 専門指導員</td> <td>係長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>青年の家</td> <td></td> <td>係長 指導主事 社会教育主事 専門指導員</td> <td>係長 指導主事 社会教育主事 専門指導員</td> <td>係長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>助教諭</td> <td>教諭</td> <td>主幹教諭</td> <td>教頭</td> <td>校長</td> </tr> <tr> <td colspan="10">略</td> <td colspan="10">略</td> </tr> <tr> <td colspan="10">備考 略</td> <td colspan="10">備考 略</td> </tr> </tbody> </table>										組織		職務の級						1級	2級	特2級	3級	4級	教育機関及び教育委員会事務局	略					少年自然の家		係長 指導主事 社会教育主事 専門指導員	係長 指導主事 社会教育主事 専門指導員	係長		青年の家		係長 指導主事 社会教育主事 専門指導員	係長 指導主事 社会教育主事 専門指導員	係長		中学校	助教諭	教諭	主幹教諭	教頭	校長	略										略										備考 略										備考 略									
組織		職務の級																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
略																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
教育委員会事務局及び教育機関	略																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	少年自然の家				次長	次長	所長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	青年の家				次長	次長	所長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	略																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	特別支援学校	学校 栄養職員 介助職員	学校 栄養職員 介助職員	事務次長 学校栄養主任 司書主任	事務次長	事務次長	事務次長	事務次長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
中学校				事務次長	事務次長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
略																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
備考 略										備考 略																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
別表第3 教育職給料表(1)級別職務分類表（第2条関係）										別表第3 教育職給料表(1)級別職務分類表（第2条関係）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">組織</th> <th colspan="4">職務の級</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>特2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">教育機関及び教育委員会事務局</td> <td>略</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>少年自然の家</td> <td></td> <td>係長 指導主事 社会教育主事 専門指導員</td> <td>係長 指導主事 社会教育主事 専門指導員</td> <td>係長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>青年の家</td> <td></td> <td>係長 指導主事 社会教育主事 専門指導員</td> <td>係長 指導主事 社会教育主事 専門指導員</td> <td>係長</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="10">略</td> <td colspan="10">略</td> </tr> <tr> <td colspan="10">備考 略</td> <td colspan="10">備考 略</td> </tr> <tr> <td colspan="10">別表第4 教育職給料表(2)級別職務分類表（第2条関係）</td> <td colspan="10">別表第4 教育職給料表(2)級別職務分類表（第2条関係）</td> </tr> <tr> <td colspan="10"> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">組織</th> <th colspan="4">職務の級</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>特2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">教育機関及び教育委員会事務局</td> <td>略</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>少年自然の家</td> <td></td> <td>係長 指導主事 社会教育主事 専門指導員</td> <td>係長 指導主事 社会教育主事 専門指導員</td> <td>係長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>青年の家</td> <td></td> <td>係長 指導主事 社会教育主事 専門指導員</td> <td>係長 指導主事 社会教育主事 専門指導員</td> <td>係長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>助教諭</td> <td>教諭</td> <td>主幹教諭</td> <td>教頭</td> <td>校長</td> </tr> <tr> <td colspan="10">略</td> <td colspan="10">略</td> </tr> <tr> <td colspan="10">備考 略</td> <td colspan="10">備考 略</td> </tr> </tbody> </table> </td></tr></tbody></table>										組織		職務の級						1級	2級	特2級	3級	4級	教育機関及び教育委員会事務局	略					少年自然の家		係長 指導主事 社会教育主事 専門指導員	係長 指導主事 社会教育主事 専門指導員	係長		青年の家		係長 指導主事 社会教育主事 専門指導員	係長 指導主事 社会教育主事 専門指導員	係長		略										略										備考 略										備考 略										別表第4 教育職給料表(2)級別職務分類表（第2条関係）										別表第4 教育職給料表(2)級別職務分類表（第2条関係）										<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">組織</th> <th colspan="4">職務の級</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>特2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">教育機関及び教育委員会事務局</td> <td>略</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>少年自然の家</td> <td></td> <td>係長 指導主事 社会教育主事 専門指導員</td> <td>係長 指導主事 社会教育主事 専門指導員</td> <td>係長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>青年の家</td> <td></td> <td>係長 指導主事 社会教育主事 専門指導員</td> <td>係長 指導主事 社会教育主事 専門指導員</td> <td>係長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>助教諭</td> <td>教諭</td> <td>主幹教諭</td> <td>教頭</td> <td>校長</td> </tr> <tr> <td colspan="10">略</td> <td colspan="10">略</td> </tr> <tr> <td colspan="10">備考 略</td> <td colspan="10">備考 略</td> </tr> </tbody> </table>										組織		職務の級						1級	2級	特2級	3級	4級	教育機関及び教育委員会事務局	略					少年自然の家		係長 指導主事 社会教育主事 専門指導員	係長 指導主事 社会教育主事 専門指導員	係長		青年の家		係長 指導主事 社会教育主事 専門指導員	係長 指導主事 社会教育主事 専門指導員	係長		中学校	助教諭	教諭	主幹教諭	教頭	校長	略										略										備考 略										備考 略																																																																																																																																																															
組織		職務の級																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		1級	2級	特2級	3級	4級																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
教育機関及び教育委員会事務局	略																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	少年自然の家		係長 指導主事 社会教育主事 専門指導員	係長 指導主事 社会教育主事 専門指導員	係長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	青年の家		係長 指導主事 社会教育主事 専門指導員	係長 指導主事 社会教育主事 専門指導員	係長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
略										略																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
備考 略										備考 略																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
別表第4 教育職給料表(2)級別職務分類表（第2条関係）										別表第4 教育職給料表(2)級別職務分類表（第2条関係）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">組織</th> <th colspan="4">職務の級</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>特2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">教育機関及び教育委員会事務局</td> <td>略</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>少年自然の家</td> <td></td> <td>係長 指導主事 社会教育主事 専門指導員</td> <td>係長 指導主事 社会教育主事 専門指導員</td> <td>係長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>青年の家</td> <td></td> <td>係長 指導主事 社会教育主事 専門指導員</td> <td>係長 指導主事 社会教育主事 専門指導員</td> <td>係長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>助教諭</td> <td>教諭</td> <td>主幹教諭</td> <td>教頭</td> <td>校長</td> </tr> <tr> <td colspan="10">略</td> <td colspan="10">略</td> </tr> <tr> <td colspan="10">備考 略</td> <td colspan="10">備考 略</td> </tr> </tbody> </table>										組織		職務の級						1級	2級	特2級	3級	4級	教育機関及び教育委員会事務局	略					少年自然の家		係長 指導主事 社会教育主事 専門指導員	係長 指導主事 社会教育主事 専門指導員	係長		青年の家		係長 指導主事 社会教育主事 専門指導員	係長 指導主事 社会教育主事 専門指導員	係長		中学校	助教諭	教諭	主幹教諭	教頭	校長	略										略										備考 略										備考 略																																																																																																																																																																																																																																																																				
組織		職務の級																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		1級	2級	特2級	3級	4級																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
教育機関及び教育委員会事務局	略																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	少年自然の家		係長 指導主事 社会教育主事 専門指導員	係長 指導主事 社会教育主事 専門指導員	係長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	青年の家		係長 指導主事 社会教育主事 専門指導員	係長 指導主事 社会教育主事 専門指導員	係長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	中学校	助教諭	教諭	主幹教諭	教頭	校長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
略										略																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
備考 略										備考 略																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							

